

公益社団法人に対する寄付には税制上の優遇措置があります

大阪聴力障害者協会は、聴力障害者の福祉向上と会員の相互親睦を目的に大阪ろうあ協会として1917(大正6)年に結成されました。1950(昭和25)年に社団法人認可を受け(1982年に名称変更・改組)、2014(平成26)年4月より公益社団法人に移行、2020(令和2)年5月から税額控除対象法人として認定されました。

これにより、当法人に対する個人からの寄付は、所得控除だけでなく税額控除が受けられるようになりました。確定申告で手続きをすると税金が戻ってきます。(年末調整等では控除できません)

いただいた寄付金は、聴力障害者福祉向上のための運営に活用させていただきます。15,000円以上寄付していただいた方には当法人会報「ろうあ大阪」(毎月1回発行)を1年間贈呈いたします(ただし当法人会員は除きます)。

●個人からの寄付金 所得控除と税額控除の2種類があり、有利な方を選択できます。

≪所得控除≫

$$\{\text{所得金額} - \text{寄付額}^{\ast 1} - 2,000 \text{円}\} \times \text{所得税率}^{\ast 2} = \text{税額}$$

控除額

所得控除を行った後に税額を乗じるため、所得税率が高い高所得の方が減税効果が大きくなります。

≪税額控除≫

$$\text{所得金額} \times \text{所得税率}^{\ast 2} - \text{寄付額}^{\ast 1} \times 40\% = \text{税額}$$

控除額^{※1}

税額を算出した後に、税率に関係なく寄付金額を控除するため、小口の寄付にも減税効果が大きくなります。

※1 控除することができる寄付額や控除額には、上限があります。

※2 所得税率は所得金額等により異なります。

寄付金額や所得金額の違いによる控除額の具体例

(モデルケースにおける控除額の例です。実際の控除額は個別にご確認ください)

(例1) 年収500万円の人が1万円を寄付した場合

所得控除による控除額: $(1 \text{万円} - 2,000 \text{円}) \times 20\% = 1,600 \text{円}$

税額控除による控除額: $(1 \text{万円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = 3,200 \text{円}$

(例2) 同左で2万円を寄付した場合

同左計算式で 3,600円

同左計算式で 7,200円

(例3) 年収5,000万円の人が1万円を寄付した場合

所得控除による控除額: $(1 \text{万円} - 2,000 \text{円}) \times 45\% = 3,600 \text{円}$

税額控除による控除額: $(1 \text{万円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = 3,200 \text{円}$

●確定申告の際は、当法人が発行する寄付金受領証明書が必要です。(税額控除を選択する場合は、当法人の「税額控除に係る証明書」の写しも必要です)

●法人からの寄付について

法人(民間企業等)から公益社団法人へ支出された寄付金は、所得金額や資本金額等から算出される一定額を限度として損金算入すること(損金算入の分だけ、課税対象後が減少します。)ができます。

※ 詳しいことは最寄りの税務署にお問い合わせください。

●お申し込みに関するお問い合わせ先 TEL 06-6748-0380 FAX 06-6748-0383

寄付金申込書

(寄付者本人でご記入ください)

年 月 日

(宛先) 会長 大竹 浩司

私は、公益社団法人大阪聴力障害者協会の目的や事業に賛同し、寄付金を申し出ます。

金額	円
----	---

- 寄付金の取扱いは一般寄付金と特定寄付金の二つがあります。
下記2項目のどれかに○をつけてください。
※ 普通は一般寄付金を選びます。特定寄付金の詳細は裏面をごらんください。

<input type="checkbox"/>	1. 一般寄付金
<input type="checkbox"/>	2. 特定寄付金

- 「個人」と「団体や法人の代表」のどちらかを選んで、下記に必要事項をご記入ください。
ご住所 〒

個人の場合 ご氏名
(ふりがな)

団体や法人の 代表者のご氏名 (代表者の役職名)
場合 (ふりがな)

電話 FAX E-mail

- 直接入金いただく以外は、下記お振込先のいずれかに○をつけてください。
申し訳ございませんが、振込手数料のご負担をお願いいたします。

<input type="checkbox"/>	三菱UFJ銀行 上町支店	普通 0439259
<input type="checkbox"/>	ゆうちょ銀行 大阪谷町四	当座 0203203
<input type="checkbox"/>	郵便振替口座	00970-5-203203

- 当法人の広報紙、ホームページに寄付者ご氏名を公表することについて、いずれかに○をつけてください。

<input type="checkbox"/>	公表に同意します
<input type="checkbox"/>	公表に同意しません

- 寄付金に対する税の優遇措置について
いただいた寄付金は、所得控除・税額控除制度により寄付金控除の対象となります。寄付金受領証明書などの発行を希望する場合、毎年2月初旬までにお送りいたしますので、いずれかに○をつけてください。

<input type="checkbox"/>	寄付金受領証明書などの発行を希望しない
<input type="checkbox"/>	所得控除 → 寄付金受領証明書の発行を希望する
<input type="checkbox"/>	税額控除 → 寄付金受領証明書、税額控除に係る証明書(写)の発行を希望する

- 個人情報に関する事務手続きのために利用させていただきます。ご本人の承諾なしに第三者に提供することはいたしません。

●申込書送信先 当法人事務局にお願いします。 FAX 06-6748-0383

●お申し込みに関するお問い合わせ先 TEL 06-6748-0380 FAX 06-6748-0383

(寄付者本人でご記入ください)

●一般寄附金

用途を指定しませんが、寄付金の1/2は公益事業に運用されます。

●特定寄付金

寄付者が指定する事業に運用されます。事業については下記表から希望する事業を選んで
✓をつけてください。

「法人管理」をご指定いただければ、当法人が寄付金を有効的に運用できます。

【公益目的事業】	
<input type="checkbox"/> 情報提供施設事業	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター事業
<input type="checkbox"/> コミュニケーション支援事業	<input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業
<input type="checkbox"/> 障害者相談支援事業	<input type="checkbox"/> 訓練・講座など事業
<input type="checkbox"/> 重複ろうあ者介護等事業	<input type="checkbox"/> 公益目的事業共通
【収益事業】	
<input type="checkbox"/> ろうあ高齢者介護事業	<input type="checkbox"/> 書籍普及事業
<input type="checkbox"/> 収益事業共通	
【共益事業】	
<input type="checkbox"/> 幹部研修会事業	<input type="checkbox"/> 高齢聴覚障害者福祉大会事業
<input type="checkbox"/> みみの日大会事業	<input type="checkbox"/> 会報発行事業
<input type="checkbox"/> 共益事業共通	
【法人管理】	
<input type="checkbox"/> 法人管理 (特記事項があればご記入ください)	

寄付金領収証

(寄付金受け取り者で記入します)

住所 _____

氏名 _____様

¥ _____

上記の金額を受領いたしました。

年 月 日

所在地 〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3番59号
大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター3階
聴覚障がい者支援センター(手話)内

代表者名 公益社団法人 大阪聴力障害者協会
会長 大竹浩司

寄附金受取者氏名 _____ 印

- ※ この「寄付金領収証」は寄付金をいただいたとき、発行するものであり、確定申告の際にご利用いただく「寄付金受領証明書」ではありません。
- ※ 「寄付金受領証明書」また「税額控除に係る証明書(写)」をご希望される場合は、「寄付金申込書」記載の「●寄付金に対する税の優遇措置について」の希望欄に○をご記入ください。